

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例について

1 条例制定の背景・目的

国の再生可能エネルギー推進施策としての固定価格買取制度（FIT）が平成 24 年に創設されて以来、太陽光発電の導入が拡大していますが、一方で、制度創設により新規参入した太陽光発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も一部おり、景観の阻害や太陽光パネルの反射による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足による地域住民との関係悪化などが全国的な問題となっています。

本町においても、近年、太陽光発電設備の設置が進んでおり、今後も更なる設置が見込まれますことから、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な手続きや配慮すべき事項を定めることで、太陽光発電事業と地域との調和を図り、町民の生活環境の確保及び良好な自然環境の保全を図ることを目的に条例を制定しました。

2 条例の概要

項 目	内 容
（目的） 【第 1 条】	この条例は、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境の保全を図ることを目的としています。
（定義） 【第 2 条】	【対象となる施設】発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電施設について適用します。ただし、次のいずれかに該当する施設は、適用から除きます。 ①建築物の屋根又は屋上に設置するもの ②発電した電力の全部又は一部を自家消費するもので、敷地内に設置するもの 【周辺関係者】太陽光発電施設の設置事業に伴い生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある次に掲げる者としてします。 ①事業区域の近隣に居住している者 ②事業区域の近隣 の土地・家屋の所有者又は使用者 ③事業区域に関係する町内会等の代表者
（町、事業者及び町民等の責務） 【第3条、第4条、第5条】	【町の責務】条例の適正かつ円滑な運用 が図られる措置を行うものとします。 【事業者の責務】関係法令及びこの条例を遵守し、災害防止、生活環境、景観その他自然環境を損なわないよう十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。

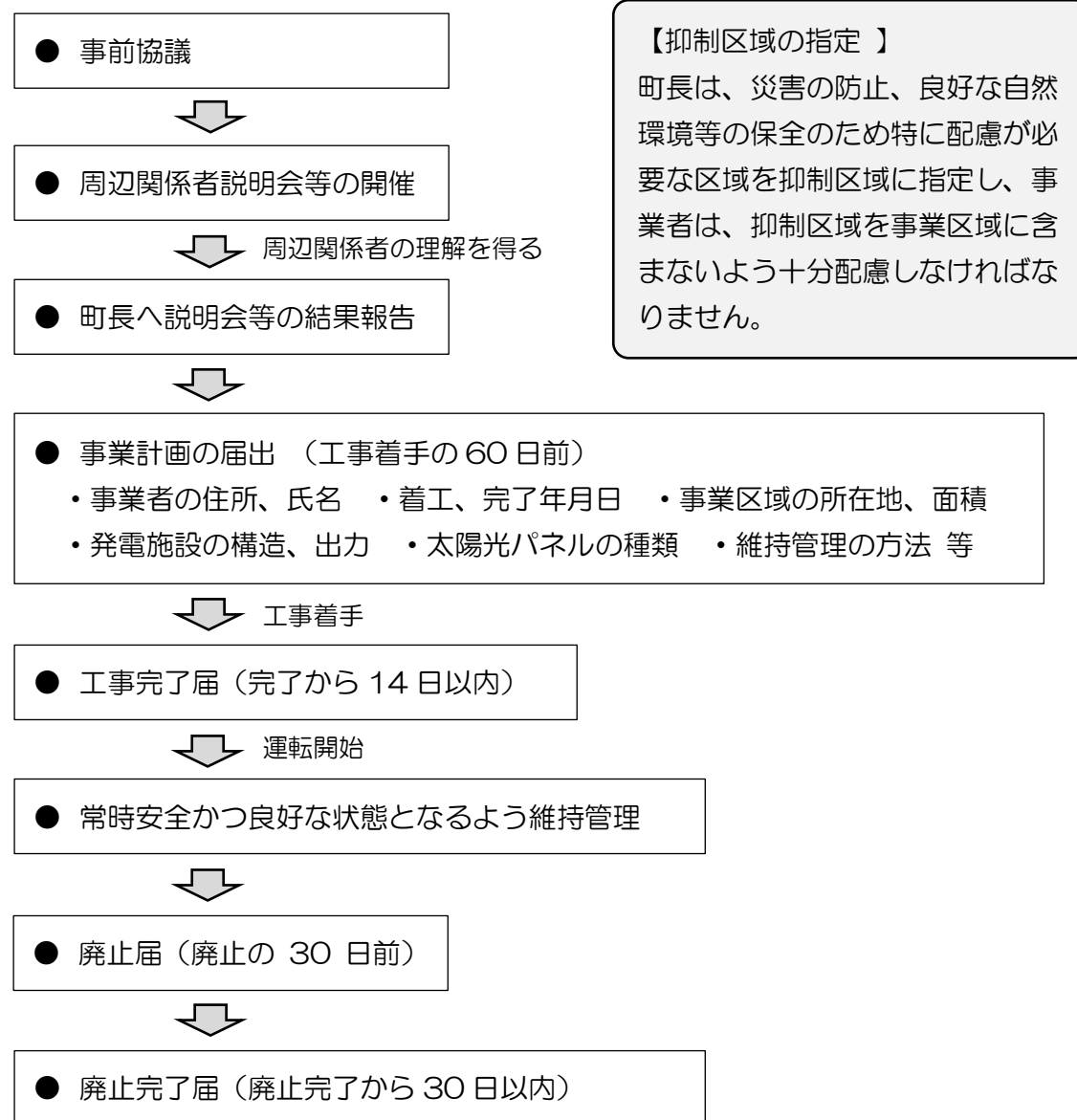
	【町民等の責務】町民及び周辺関係者は、本条例の目的を達成するため、町の施策及び本条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければなりません。
(太陽光発電施設の設置を抑制する区域) 【第 6 条、第 7 条】	災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、次の区域を太陽光発電施設の設置を抑制する区域として指定します。 ①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ④砂防指定地 ⑤農業振興地域の区域内にある農用地等 ⑥保安林 ⑦河川区域、河川保全区域 ⑧埋蔵文化財を包蔵する土地及び史跡名勝天然記念物指定地 ⑨鳥獣保護区、特別保護地区 ⑩自然環境及び住環境を保全することが特に必要と認められるものとして規則で定める区域（道立自然公園）
(町との事前協議) 【第 8 条】	事業者は、施設の設置前に町長と事前協議を行うことを義務付けます。この事前協議に対し、町長は必要な指導や助言ができます。
(周辺関係者への説明) 【第 9 条】	事業者は、施設の設置前に周辺関係者への説明会を開催するなど事業計画の周知を義務付け、周辺関係者の理解が得られるよう努めるものとします。 事業者は、周辺関係者から出された質問、意見等に対しては丁寧かつ誠意を持って対応し、更に説明を求められた場合は再度説明会を開催するなどの措置を講じるよう努めなければなりません。 また、説明会等の結果を町長に報告しなければなりません。
(事業計画の届出) 【第 10 条】	①太陽光発電事業を行う場合は、工事着手の 60 日前までに町長に事業計画の届出をしなければなりません。 ②事業計画を変更しようとするときは、町長に変更の届出をしなければなりません。
(工事完了の届出) 【第 11 条】	設置工事が完了したとき、又は中止したときは 14 日以内に届出をしなければなりません。
(廃止の届出) 【第 12 条】	①施設を廃止しようとするときは、廃止予定日の 30 日前までに届出をしなければなりません。 ②廃止が完了（廃止後に行う措置を含む）したときは、廃止日から 30 日以内に届出をしなければなりません。
(維持管理の義務) 【第 13 条】	事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。

（報告の徴収、立入調査） 【第14条、第15条】	施設の状況、事業区域の状況又は維持管理の状況などで調査等が必要になる場合を考慮し、町長が事業者に対し、報告、資料の要求及び事業区域等への立ち入り調査ができる権限を定めています。
（指導、助言及び勧告） 【第16条】	行政指導等の必要があると判断される場合を考慮し、町長が事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告することができる権限を定めています。
（公表） 【第17条】	事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合を考慮し、町長が事業者名、勧告内容を公表できる権限を定めています。
（災害の復旧） 【第18条】	事業者は、事業に起因して災害が発生したときは、誠意を持って災害の復旧を行わなければなりません。
（国等の特例） 【第19条】	国又は地方公共団体が行う太陽光発電事業は、この条例の対象外とします。
（委任） 【第20条】	この条例で規定する手続き等の様式、方法などを規則で定めることとしています。
（施行期日等） 【附則】	①この条例は公布の日から施行することとします。 ②条例の施行日以後に事前協議を開始する事業者から適用することを定めています。 ③廃止の届出、維持管理、報告の徴収、立入調査、指導、助言及び勧告、公表、災害の復旧の規定は、施設の設置時期にかかわらず、全ての事業者に適用することを定めています。 ④既存施設が増設等によって太陽光発電施設の定義に該当することとなるときは、条例の適用となることを定めています。

3 主な手続き等の流れ

太陽光発電施設を設置する場合は、次の手続きが義務付けられます。

（● は条例に基づく手続き）



町長が必要に応じて行う措置

